

平成30年度富山県農地中間管理事業連絡協議会活動方針

1 基本方針

平成29年度は、新たに、「市町村キャラバン」での課題と対応策に係る意見交換、これを受けての市町村毎の「農地集積目標及び活動計画」の策定・推進をはじめ、農業委員会と連携した「地域研修会」の開催や「農業法人・企業稲作研修会」等における事業の理解や活用の促進に取り組んだ結果、転貸面積は、1,204haと上昇に転じた。

平成30年度は、この回復基調を軌道に乗せるべく、平成29年度及び平成30年度に設置される農地利用最適化推進委員との連携を強化するなど、さらなる機構借受面積の引き上げを目指すこととする。

2 機構集積・配分目標

借受目標: 1,600ha(内、新規増加分 900ha)

3 活動計画

① 市町村毎の農地集積目標の設定、活動計画の策定(更新)・推進

- ・平成29年度においては、初めて推進キャラバンを実施し、県及び機構等が連携して、全市町村を巡回し、各市町村の農政担当者や農業委員会等の具体的な課題及びこれへの対応策について協議を行った。これを受け、市町村毎に、農地集積目標の設定、活動計画の策定を行い、事業の推進を図ったところである。
- ・平成30年度においても、特に集積率の低い市町村を中心に、引き続き市町村キャラバンを実施し、各市町村において、目標設定、活動計画の策定(更新)を行い、事業の着実な推進を図る。

② 農業委員会との連携強化

- ・平成30年度において、全ての農業委員会が新制度に移行し、農地利用最適化推進委員等が設置されることを受けて、農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- ・また、機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。
- ・平成30年度は、農業委員、農地利用最適化推進委員の人・農地プランの話し合いへの参加や農地に関するアンケートの実施など具体的な活動方法も含め、地域の推進体制の強化を図る。

③ 広報活動の強化

- ・機構は、制度の改正を周知することや、さらに多くの農地所有者に制度の周知と活用を図るため、パンフレットの作成・配布とともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。

④ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・重点実施区域内で行う基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積の

推進を図る。

- ・特に、平成29年9月の土地改良法の改正により、受益地域全てに農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となったことから、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して当該制度の周知を図り、機構事業の適切な活用を指導する。

⑤ 担い手への機構活用の促進

- ・機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- ・特に、新たな借受けについては、確実に機構事業が活用されるよう、
 - ア 地代の支払い事務の一本化
 - イ 担い手同士の貸借農地の交換や、集約化による耕作者集積協力金の交付や作業の効率化
 - ウ 県単「中山間地域等担い手農地集積支援モデル事業」の活用や国補事業での機構活用実績による優先採択などのメリットへの理解促進と手続きの軽減に努める。

⑥ 国の農地中間管理事業5年後見直しへの要望

- ・平成30年度に農地中間管理事業5年後見直しが実施されることから、より使いやすい制度となるよう様々な機会に国に対し、要望していく。
 - ア 地域全体で農地の保全管理を考える新たな枠組みづくり
農地の保全管理(遊休農地や耕作放棄地対策も含む。)については、今後、担い手への集積が進むにつれ、耕作者、所有者並びに非農家も含めた、地域全体での取組みがますます重要となることから、国土保全、地域振興、有害鳥獣対策等と連携した新たな枠組みづくり
 - イ 事務負担軽減等への取り組み及び情報システムの改良
農用地等の利用状況報告書の農業委員会に対する報告書等による代替など、手続きの簡素化